

古代交通研究会編『日本古代道路事典』掲載記事の著作権譲渡に関するお願い

2021年6月26日 古代交通研究会

2004年に本会の編集で八木書店から刊行した『日本古代道路事典』は幸いにも好評を博し、現在でも年間数冊ずつオンデマンド版の需要があります。これもひとえに著者各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝しております。

さて、近年IT化の進展に伴って学術情報の電子化も進み、一定期間が経過した学術雑誌や辞典・事典類のデータベース化やウェブサイト上での公開が積極的に行われるようになってきました。こうした状況のなか、八木書店から『日本古代道路事典』の電子化とインターネットを経由したコンテンツ提供に関する提案があり、本会の役員会としても前向きに取り組んでゆくことにいたしました。

しかし、これを実行に移すためには、本会の管理の下で文章や図版等を利用するために必要な著作権が、本会に帰属していることが必要となります。そこで、『日本古代道路事典』に掲載された記事の著作権の一部（複製権・公衆送信権）を本会へ譲渡することに同意していただけるよう、『日本古代道路事典』著者の皆様をお願い申し上げる次第です。

『日本古代道路事典』の著者で、この処置に異議がある方は、2021年7月31日までに、下記の連絡先まで、書面（手紙、電子メール等）でお申し出ください。ご同意いただけない記事につきましては、今後の電子化事業の対象から除外させていただきます。他方、とくにお申し出がなかった場合は、著作権の譲渡に同意いただいたものとして進めさせていただきます。ただし、上記の期日以降も、異議申し立てがあった際は、速やかに対応いたします。また、記事中の図版・写真などについて、他者の著作権を侵害したり、掲載許諾料が発生する可能性があったりする場合は、その記事の全文または一部を削除するなどの措置をとります。御自身の記事がそれに該当するとお考えの方は申し出てください。申し出がない場合でも、本会独自の判断で削除させていただくこともあります。

なお、今回の著作権譲渡は、本会と八木書店が『日本古代道路事典』を電子化して公開することで、広く社会の利用に供するためであり、著者自身による記事の利用（著書への収録など）を妨げるものではありません。

何とぞご理解をいただくとともに、著者各位におかれましては、本件に関する情報を第21回大会に出席されなかった方々などにも広く伝えてくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

《異議申し立て連絡先》

〒085-8580 釧路市城山1-15-55 北海道教育大学釧路校史学第1研究室 古代交通研究会

E-mail:kodaikotsu21th@gmail.com